

# 条 例 見 直 し 調 査

作成年度

平成21年度

条 例 名	興行場法施行条例		
条 例 番 号	昭和59年神奈川県条例第25号	法 規 集	第 8 編 第 6 章 第 1 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	興行場法の規定に基づき、興行場の設置場所の基準、構造設備の基準、衛生上必要な措置の基準その他興行場営業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。) 〇	興行場法の規定により条例で定めることとされている興行場の設置場所の基準、構造設備の基準、衛生上必要な措置の基準等について定めているものであり、また、許可申請の手数料も定めていることから、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。) ○	本条例で定める興行場の設置場所の基準等は、興行場営業の衛生水準を確保する上で有効なものであるが、国の指導基準の見直しを踏まえ、衛生基準等について改正を検討する必要がある。	県所管区域における興行場の推移 H20 180 H18 188 H16 195
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。) ○	本条例で定める興行場の設置場所の基準等は、いずれも明確かつ限定的であり、効率的なものである。 また、手数料の金額及び算定方法は明確であり、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。) ○	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、県民生活の安全・安心を掲げる「神奈川力構想」の施策の方向性に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。) ○	興行場法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他 ○		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。  改正を検討する。	理 由	特 記 事 項
		国の指導基準の見直しを踏まえ、衛生基準等について改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	〇 無